

民間建築物におけるアスベスト対策の 経緯とこれまでの取組み

- ・ 民間建築物におけるアスベスト対策の経緯とこれまでの取り組み ……P.2
- ・ 建築基準法による増改築時におけるアスベスト対策の促進 ……P.3
- ・ 民間建築物におけるアスベスト調査の推進(平成17年12月～) ……P.4
- ・ 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物アスベスト改修事業)の概要 ……P.5
- ・ (参考)アスベストが使用された可能性のある民間建築物(推計) ……P.6
- ・ 平成26年改正に基づく定期報告の対象となる建築物 ……P.7
- ・ 既存不適格建築物に係る是正命令制度ガイドライン 抜粋 ……P.8
- ・ 建築物防災週間における調査結果の公表(H29年度春季) ……P.9
- ・ アスベスト対策普及啓発リーフレット ……P.15
- ・ 小規模建築物に係るアスベスト調査台帳の整備状況(平成31年1月末時点) ……P.17

民間建築物におけるアスベスト対策の経緯とこれまでの取り組み

H17 アスベストが社会問題化

「アスベスト問題に係る総合対策」(アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)(平成17年12月)
「建築物における今後のアスベスト対策について」(社会資本整備審議会建築分科会)(同上)

H19.12 総務省勧告

＜勧告の内容＞

- ・1,000㎡未満の小規模民間建築物等について、的確かつ効率的な把握方法の検討
- ・吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究の推進

⇒アスベスト対策部会・WGにおいて民間建築物の調査の推進方策等を議論(H20.9～H21.6)

H27.6 財務省執行調査

＜執行調査における指摘＞

最近のアスベスト含有調査及び除去等の実施済み棟数が低調に推移していることから支援制度を見直すべき

⇒執行調査での指摘を受け、以下のとおり補助期限を設定

- [含有調査] H29末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H27末まで)
- [除去等] H32末まで
(都道府県所有の公共建築物については、H28末まで)

H28.5 総務省勧告

＜勧告の内容＞

- ・アスベスト使用実態把握の適切な実施
- ・小規模建築物を含めたアスベスト台帳の整備の推進

建築物におけるアスベスト対策(H17～)

建築基準法の改正

(H18. 2)

アスベストの飛散のおそれのある建築材料の使用を規制し、これにより増改築の際の除去等を促進。

民間建築物におけるアスベスト調査の推進

(H17. 12～)

昭和31年頃～平成元年に施工された民間建築物のうち延べ面積1,000㎡以上の建築物27万棟を対象に調査。

アスベストの調査・除去等への支援

(H17創設→H20拡充)

民間建築物等について補助を実施。
・調査 : 国10/10
・除去等 : 国1/3、地方1/3 等

実態把握のための環境整備など(H21～)

建築物石綿含有建材調査者の育成

(H22～)

- 【H22～24】
・調査者講習カリキュラム・テキスト作成、モデル実施(効果検証)
- 【H25. 7】
・建築物石綿含有建材調査者制度を創設
- 【H26. 5】
・関連業界団体へ調査者の活用促進にかかる周知

実態把握のための取り組み

(H25～)

- 【H25～H26】
・自治体向けの調査マニュアルの検討・作成
- 【H26～H27】
・調査マニュアルの普及(全国で講習会を実施)

飛散性調査 (基準整備促進事業)

(H21～25)

- 【H21～H25】
・吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール以外の石綿含有建材が用いられている室における石綿の飛散状況等について調査
⇒吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについて、有意な飛散がみられないことなどを結論

第7回アスベスト対策部会(H26. 12)

①建築物石綿含有建材調査者の育成状況

②アスベスト使用実態調査の進捗状況

⇒①②の3年程度後の状況を踏まえて課題等を整理し、WGで必要な改善策等の検討を進めることとされた。

現状の把握と改善策等(H27～)

建築物石綿含有建材調査者の育成・活動促進

- 【H27】
・調査者の活動状況にかかるアンケート調査の実施
- 【H28. 4】
・調査者をアスベスト改修事業の補助要件に位置づけ
- 【調査者登録数】 計859名(H29.4末)

小規模建築物を含めた実態把握に向けた取り組み

- 【H27～H28】
・定期報告対象建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(全国)
- ・小規模建築物を対象としたアスベスト使用実態調査(横浜市)
- ・台帳の整備状況など地方公共団体における取組状況に関するアンケート調査(全国)

第8回アスベスト対策部会(H29. 5)

①小規模建築物を含めた実態把握及び対策の推進

②関係業界団体との連携等による周知徹底 等

- 建築物へのアスベスト使用については、労働安全衛生法及び業界自主規制等により、順次廃止。
- 平成18年の労働安全衛生法施行令の改正により、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止する対象が、アスベスト及びアスベストを0.1重量%超含む製品にまで拡大。
- 平成18年に建築基準法においても、
 - ① 新築時の吹付けアスベスト等の使用を禁止。
 - ② 既存建築物の増改築、大規模修繕・模様替時に吹付けアスベスト等の除去等の対策を行うことを義務付け。
- 対策の種類は、除去、封じ込め及び囲い込みのいずれか。
ただし、封じ込め及び囲い込みの措置は、床面積の1/2を超えない増改築及び大規模修繕・模様替の既存部分に限る。

<封じ込め>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等への薬剤の含浸又は造膜材の散布等を施すことにより、吹付けアスベスト等の表層部又は全層を完全に被覆又は固着・固定化して、粉じんが使用空間内に飛散しないようにする工法



<囲い込み>

既存の吹付けアスベスト等はそのまま残し、吹付けアスベスト等が使用空間に露出しないよう、板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止を図る工法



●対象建築物

- ・ 昭和31年頃から平成元年まで*に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね延べ面積1,000㎡以上)

* 平成元年に建材メーカー業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止

●調査建材

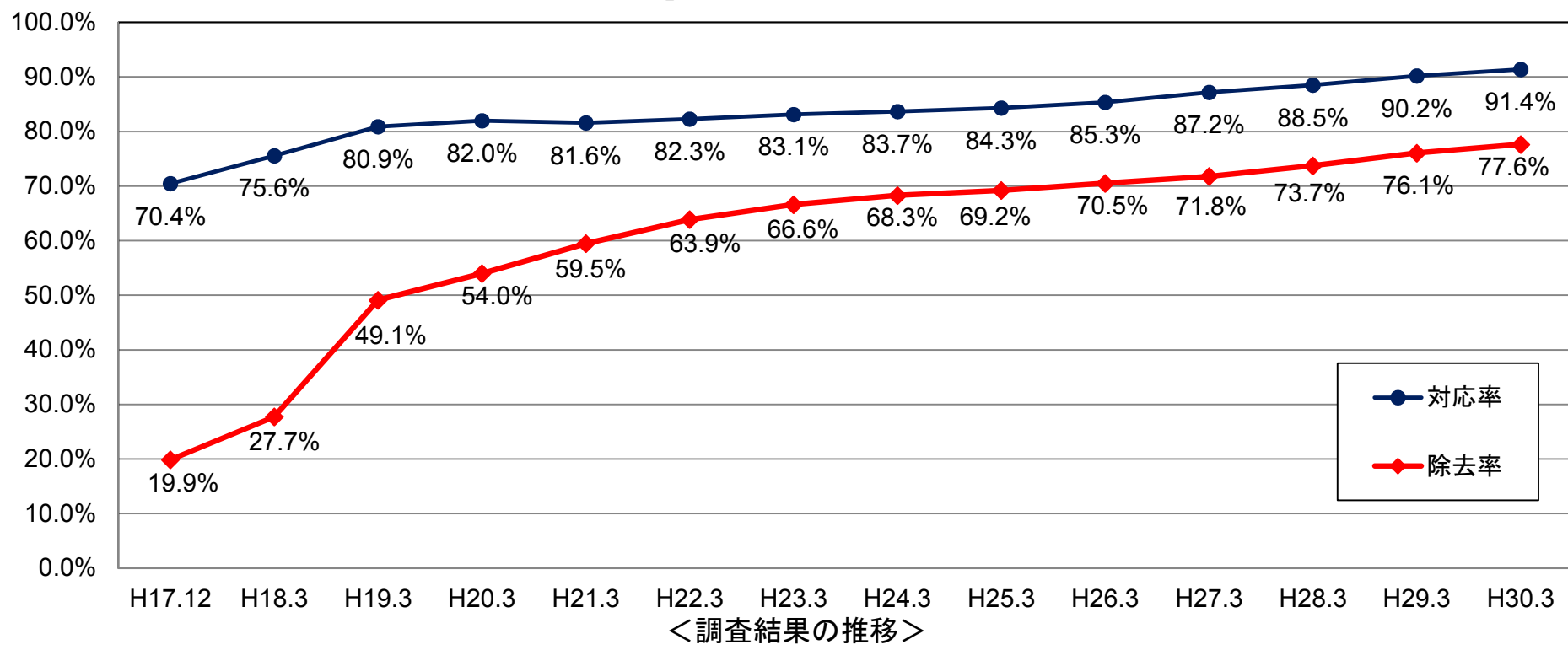
- ・ 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

●調査結果(H30.3.7現在)

- ・ **調査対象: 約26.2万棟** →うち対応済^{※1}: 約24.0万棟(対応率91.4%)
- ・ 調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物: 約1.5万棟 →うち除去済^{※2}: 約1.2万棟(除去率77.6%)

※1「露出してアスベスト等が吹き付けられていないもの」及び「露出してアスベストが吹付けられているもののうち除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの」

※2「除去、封じ込め又は囲い込みのいずれかの対策を行ったもの」



○住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、住宅・建築物のアスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対し支援を行う。

※：社会資本整備総合交付金にて支援

下線部はH30予算による改正箇所

(1) アスベスト含有調査等

- ✓ 対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある住宅・建築物
 - ※ ただし、①平成29年度までに市区町村が作成した計画に記載された市区町村有建築物、
②アスベスト対策に係るデータベースに記載された民間建築物、に限る。
- ✓ 交付内容・・・吹付け建材中のアスベストの有無を調べるための調査に要する費用
- ✓ 国費率・・・10/10(限度額：原則25万円/棟。民間事業者が実施する場合は、地方公共団体経由で補助)
- ✓ 期 限・・・平成32年度末までを着手期限とする(都道府県有建築物は平成28年度末を期限)
- ✓ 実施要件・・・「建築物石綿含有建材調査者」が調査を実施すること 等

(2) アスベスト除去等

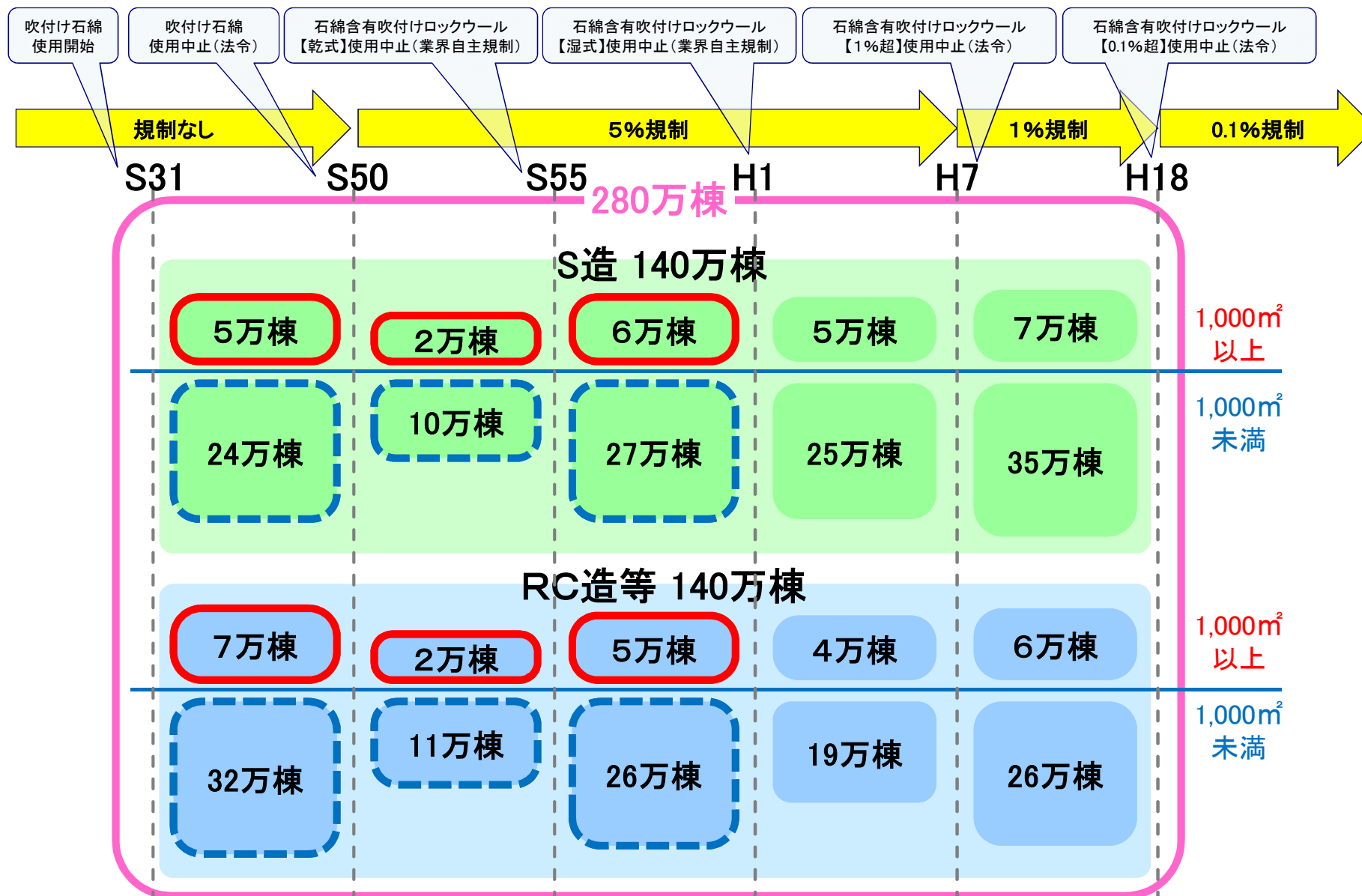
- ✓ 対象建築物・・・吹付けアスベスト等が施工されている住宅・建築物
- ✓ 交付内容・・・所有者等が行う吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用(※)
 - ※住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去に要する費用相当分とする。
- ✓ 国費率・・・◆地方公共団体が実施する場合：1/3以内
◆民間事業者が実施する場合：地方公共団体の補助額の1/2以内(かつ全体の1/3以内)
- ✓ 期 限・・・平成32年度末までを着手期限とする(都道府県有建築物は平成28年度末を期限)
- ✓ 実施要件・・・市区町村が所有する建築物又は民間建築物(※3)のうち、石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に「建築物石綿含有建材調査者」を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施すること 等
 - ※3 (1)のアスベスト含有調査当の対象建築物に限らない。

「建築物石綿含有建材調査者」

：アスベストに関する知識を有し、建築物の調査に関する実務に精通しているアスベスト調査の専門家



(参考)アスベストが使用された可能性のある民間建築物(推計)



調査対象となる民間建築物は国内に約280万棟
→優先すべきは平成元年以前の約157万棟

うち、既に把握している大規模建築物は約27万棟
うち、今後把握すべき小規模建築物は約130万棟

平成26年改正に基づく定期報告の対象となる建築物

○ H26建築基準法の改正により、「安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物等」については、政令により一律に定期報告の対象とし、それ以外の建築物等については、特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うこととなった。（平成28年6月1日施行）

定期報告の対象

	報告対象となり得る範囲	報告対象	
		改正前	現行
建築物	○ 特定建築物 - 法第6条第1項第1号に掲げる建築物（別表第一に掲げる用途で100㎡超） - 法第12条第1項の政令で定める建築物（階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超の事務所等）	特定行政庁が指定する建築物	政令で指定する建築物
			特定行政庁が指定する建築物

政令指定の建築物※1

対象用途	対象用途の位置・規模※2（いずれかに該当するもの）
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの※3 ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※いずれも学校に附属するものを除く）	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

※3: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

第2節 著しく衛生上有害であると認められる場合の是正命令の考え方

1. 基本的な考え方

建築物が著しく衛生上有害であると認める場合に該当するか否かについては、以下の(1)及び(2)の事項を勘案して是正命令を行うことが考えられる。

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、通行人等に被害が及ぶ可能性が高い
- (2) 是正命令を行う社会的必要性

是正命令の内容については、建築物の状態・状況に応じて、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限などの措置を使い分ける必要がある。例えば、吹付け石綿等に対する措置としては、吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置が考えられる。

2. 判断に際して勘案すべき事項の考え方

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、通行人等に被害が及ぶ可能性が高いか否かについて

建築物又は設備等の破損等が原因で、通行人等に被害が及ぶおそれがあるか否かについては、例えば、吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況などが確認され、通行人等へ被害をもたらす状況であるか否か等により判断する。また、建築物を利用する者については、不特定又は多数の者が利用する場合には、特に判断にあたり考慮することが考えられる。ここに列挙したものは例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も適切に判断していく必要がある。



吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い

(2) 是正命令を行う社会的必要性

(1)に加え、特定行政庁として、既存不適格建築物に対して是正命令を行う意味を鑑みて、対象となる建築物について、①既存不適格であることを許容せず是正させる必要性、②これまでの行政指導等の経過と所有者等の対応、③危険の切迫性(地域の実情を含む。)、④他の手段によってその履行を確保することの可否、⑤所有者・占有者等の特別な事情、などを総合的に分析・検討し行う。

平成30年12月11日
住宅局建築指導課

建築物防災週間において行った調査結果を公表

～民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査～

建築物防災週間（平成29年度春季：平成30年3月1日から3月7日）において実施した民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査結果が取りまとまったので公表します。

【調査結果の概要】

- 平成30年3月7日時点の民間建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査の結果は、前年と比較すると対応率が1.2%増加し、91.4%となりました。

※建築物防災週間

建築物防災週間は、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回設けている。

春季は3月1日から7日まで、消防庁の行う春の火災予防運動と同調して、また秋季は8月30日から9月5日まで、9月1日の防災の日及び消防庁の行う秋の火災予防運動と同調して取り組みを行っている。

問い合わせ先

○建築物防災週間について

国土交通省住宅局建築指導課

課長補佐

野原 邦治（内線 39-547）

業務係長

唐澤 徹也（内線 39-569）

○アスベスト対策（補助制度以外）について

国土交通省住宅局建築指導課

企画専門官

山口 義敬（内線 39-563）

防火係長

杉野 友香（内線 39-546）

○アスベスト対策（補助制度）について

国土交通省住宅局市街地建築課

課長補佐

栗原 崇宏（内線 39-653）

TEL：03-5253-8111（代表）、03-5253-8514（建築指導課）

FAX：03-5253-1630（建築指導課）

○民間建築物における吹付けアスベスト等飛散防止対策に関する調査結果

1. 調査概要

- ・調査対象：昭和31年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね1,000平方メートル以上）な建築物
- ・調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- ・調査方法：地方公共団体から建築物所有者に報告を求めること等により実施

2. 調査結果概要（報告）

（単位：棟）

	今回調査 （注1）	前回調査 （注2）
調査対象の建築物の数（A）	262,197	262,592
調査報告のあった建築物の数（B）	242,320	239,691
最初の報告時点で露出してアスベスト等の吹付けがされていないと報告された建築物の数（C）	227,075	224,397
最初の報告時点で露出してアスベスト等の吹付けがされていると報告された建築物の数（D）	15,245	15,294
指導により対応済みの建築物の数（E）	11,837	11,632
指導により対応予定の建築物の数（F）	688	747
露出してアスベスト等の吹付けがされていない建築物（注3） （G）＝（C）＋（E）＋（F）	239,600	236,776
対応率（H）＝（G）／（A）	91.4%	90.2%

注1・・・平成30年3月7日時点の都道府県からの報告件数

注2・・・平成29年3月7日時点の都道府県からの報告件数

注3・・・対策を予定している建築物を含む

3. 調査結果詳細

別紙のとおり

4. 今後の対応

- ・吹付けアスベスト等が露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め又は囲い込みの対策の実施について、より指導を徹底するよう地方公共団体に要請します。
- ・報告の無かった所有者等への継続調査を地方公共団体に要請します。
- ・今後も建築防災週間において、その後の改善状況を取りまとめ、公表する予定です。

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(指導状況)

平成30年3月7日

	調査対象の建築物の数	調査報告のあった建築物の数	最初の報告時点で露出してアスベスト等の吹付けがされていると報告された建築物の数						今回調査における未報告の建築物の数	前回調査における未報告の建築物の数	左のうち、今回督促を行った建築物の数	(今回督促率)	対応率
			C	D	E	F	G	H					
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	※2	※3	
福井	2,287	2,287	180	179	1	0	1	0	0	9	0	0.0%	99.9%
香川	2,403	2,403	66	59	7	1	6	0	0	0	0	－	99.8%
鳥取	1,160	1,160	119	108	11	8	3	0	0	0	0	－	99.7%
神奈川	11,515	11,514	605	554	51	21	30	0	1	1	1	100.0%	99.7%
徳島	1,757	1,754	39	36	3	0	3	0	3	3	2	66.7%	99.7%
岩手	1,643	1,641	108	97	11	0	11	0	2	2	0	0.0%	99.2%
秋田	1,560	1,557	66	55	11	1	10	0	3	7	5	71.4%	99.2%
長野	6,711	6,711	282	195	87	24	63	0	0	0	0	－	99.1%
青森	1,919	1,908	185	172	13	5	8	0	11	14	13	92.9%	99.0%
静岡	10,418	10,383	656	563	93	8	85	0	35	39	29	74.4%	98.8%
鹿児島	2,586	2,560	84	71	13	5	8	0	26	32	31	96.9%	98.7%
栃木	4,458	4,421	274	234	40	8	32	0	37	61	46	75.4%	98.5%
島根	1,478	1,473	56	37	19	0	17	2	5	6	2	33.3%	98.4%
群馬	3,868	3,844	296	244	52	13	36	3	24	38	24	63.2%	98.4%
三重	4,222	4,173	210	173	37	10	27	0	49	77	77	100.0%	98.2%
福島	4,318	4,254	239	195	44	10	33	1	64	72	48	66.7%	97.7%
宮崎	1,807	1,775	88	75	13	1	12	0	32	47	47	100.0%	97.6%
佐賀	1,688	1,658	66	51	15	2	12	1	30	36	34	94.4%	97.5%
広島	8,022	7,859	510	403	107	44	63	0	163	211	195	92.4%	97.2%
岐阜	4,531	4,436	280	233	47	14	31	2	95	119	117	98.3%	97.2%
熊本	3,106	3,038	165	124	41	9	32	0	68	79	50	63.3%	96.8%
茨城	5,978	5,780	303	261	42	8	34	0	198	231	146	63.2%	96.1%
山梨	1,442	1,392	67	54	13	0	13	0	50	52	47	90.4%	95.6%
埼玉	11,795	11,311	556	484	72	18	51	3	484	574	338	58.9%	95.4%
福岡	15,945	15,242	692	608	84	2	82	0	703	731	193	26.4%	95.1%
千葉	10,910	10,389	400	341	59	7	52	0	521	590	250	42.4%	94.7%
長崎	2,553	2,483	128	60	68	3	1	64	70	186	137	73.7%	94.7%
北海道	9,969	9,681	622	335	287	38	249	0	288	311	270	86.8%	94.6%
宮城	4,372	4,211	404	321	83	7	76	0	161	164	8	4.9%	94.6%
富山	2,774	2,684	444	364	80	7	70	3	90	124	85	68.5%	94.1%
和歌山	1,805	1,688	63	54	9	0	9	0	117	184	160	87.0%	93.0%
新潟	4,678	4,406	340	281	59	3	56	0	272	288	98	34.0%	93.0%
石川	2,820	2,712	268	163	105	14	91	0	108	162	162	100.0%	92.9%
愛媛	3,505	3,276	144	105	39	3	36	0	229	244	228	93.4%	92.4%
滋賀	3,426	3,170	239	206	33	13	5	15	256	352	107	30.4%	91.9%
高知	1,437	1,322	104	97	7	0	7	0	115	165	149	90.3%	91.5%
大阪	18,119	17,008	1,544	1,019	525	64	459	2	1,111	1,354	216	16.0%	91.3%
山形	1,433	1,306	119	99	20	9	11	0	127	173	118	68.2%	90.4%
奈良	2,182	2,000	165	115	50	17	30	3	182	200	23	11.5%	90.1%
京都	6,827	6,236	521	303	218	78	140	0	591	620	212	34.2%	89.3%
兵庫	9,284	8,365	510	364	146	16	119	11	919	593	344	58.0%	88.7%
岡山	5,068	4,492	151	131	20	3	17	0	576	516	131	25.4%	88.3%
山口	3,454	2,995	92	78	14	1	8	5	459	880	710	80.7%	86.3%
沖縄	1,594	1,350	12	9	3	0	3	0	244	359	211	58.8%	84.5%
愛知	19,054	15,200	993	817	176	33	143	0	3,854	4,291	1,421	33.1%	79.0%
大分	2,958	2,336	202	171	31	6	3	22	622	649	514	79.2%	78.1%
東京	27,358	20,476	1,588	1,139	449	154	208	87	6,882	8,055	3,822	47.4%	73.8%
合計	262,197	242,320	15,245	11,837	3,408	688	2,496	224	19,877	22,901	10,821	47.3%	91.4%

※1 「指導により対応済みの建築物の数」は原則として本調査により対応した数である。

※2 今回督促率=K/J

※3 対応率=[(B-C)+(D+F)]/A

民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況等について

1. 民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設状況

平成30年4月1日現在

	補助制度創設済			融資等 にて対応	補助制度 創設 検討中	制度 終了	補助制度 創設予定 なし	計
	合計	うち 調査	うち 除去等					
都道府県	1 4 (29.8%)	5 (10.6%)	1 2 (25.5%)	1 9 (40.4%)	5 (10.6%)	9 (19.1%)	0 (0%)	4 7 (100%)
政令指定 都市	2 0 (100%)	2 0 (100%)	2 0 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 0 (100%)
市区町村	3 4 2 [-11] (19.9%)	3 1 8 [-15] (18.5%)	1 7 9 [+3] (10.4%)	1 1 [±0] (0.6%)	1 1 1 [+26] (6.4%)	5 5 [+7] (3.2%)	1, 2 0 2 [-23] (69.9%)	1, 7 2 1 (100%)
合 計	3 7 6 [-10] (21.0%)	3 4 3 [-15] (19.2%)	2 1 1 [+4] (11.8%)	3 0 [-2] (1.7%)	1 1 6 [+27] (6.5%)	6 4 [+7] (3.6%)	1, 2 0 2 [-23] (67.2%)	1, 7 8 8 (100%)

※補助制度については住宅・建築物安全ストック形成事業のほか、公共団体単費補助等を含む

※「補助制度創設済」の合計は調査に係る補助制度及び除去等に係る補助制度の重複を除く

※「補助制度創設済」かつ「融資等にて対応」の公共団体については「補助制度創設済」に計上

※「融資等にて対応」かつ「補助制度創設検討中」の公共団体については「融資等にて対応」に計上

※[]内の+、-は前回調査からの増減

※創設状況の詳細は参考資料1-1、1-2のとおり

2. アスベスト対策に係る国庫補助の実施状況

○平成18年2月から平成30年3月末までにおける住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修）、旧優良建築物等整備事業（アスベスト改修型）の執行状況

(平成30年3月31日現在)

	調査等		除去等		国費 計
	棟数	国 費	棟数	国 費	
公共建築物	11, 302	7億2, 834万円	1, 693	64億8, 632万円	72億1, 466万円
民間建築物	4, 653	4億8, 038万円	1, 236	17億8, 209万円	22億6, 247万円
合 計	15, 955	12億 872万円	2, 929	82億6, 841万円	94億7, 713万円

※このほか、データベース作成費(53億6,502万円)、(独)都市再生機構への補助(23億5,072万円)を含めて、171億9,287万円を執行

民間建築物に対するアスベスト補助制度の創設状況

参考資料1-1

平成30年4月1日時点

都道府県	民間に対する 補助制度の創設状況等
北海道	融資対応
青森県	制度終了
岩手県	融資対応
宮城県	融資対応
秋田県	制度終了
山形県	補助制度創設検討中
福島県	制度終了
茨城県	○(除去)
栃木県	融資対応
群馬県	融資対応
埼玉県	○(調査＋除去)
千葉県	○(除去)
東京都	利子補給
神奈川県	融資対応
山梨県	○(除去)
長野県	○(除去)
新潟県	融資対応
富山県	○(調査＋除去)
石川県	融資対応
岐阜県	制度終了
静岡県	利子補給
愛知県	○(除去)
三重県	利子補給

都道府県	民間に対する 補助制度の創設状況等
福井県	融資対応
滋賀県	融資対応
京都府	融資対応
大阪府	制度終了
兵庫県	制度終了
奈良県	利子補給
和歌山県	融資対応
鳥取県	○(除去)
島根県	制度終了
岡山県	制度終了
広島県	融資対応
山口県	制度終了
徳島県	○(調査＋除去)
香川県	補助制度創設検討中
愛媛県	融資対応
高知県	○(調査)
福岡県	融資対応
佐賀県	○(調査)
長崎県	○(除去)
熊本県	○(除去)
大分県	補助制度創設検討中
宮崎県	補助制度創設検討中
鹿児島県	補助制度創設検討中
沖縄県	○(除去)

政令市	民間に対する 補助制度の創設状況等
札幌市	○(調査＋除去)
仙台市	○(調査＋除去)
さいたま市	○(調査＋除去)
千葉市	○(調査＋除去)
横浜市	○(調査＋除去)
川崎市	○(調査＋除去)
相模原市	○(調査＋除去)
新潟市	○(調査＋除去)
静岡市	○(調査＋除去)
浜松市	○(調査＋除去)
名古屋市	○(調査＋除去)
京都市	○(調査＋除去)
大阪市	○(調査＋除去)
堺市	○(調査＋除去)
神戸市	○(調査＋除去)
岡山市	○(調査＋除去)
広島市	○(調査＋除去)
福岡市	○(調査＋除去)
北九州市	○(調査＋除去)
熊本市	○(調査＋除去)
	都道府県 政令市
○ 補助制度創設済	14 20
利子補給 融資対応	19 0
補助制度創設 検討中	5 0
制度終了	9 0
合計	47 20

※「補助制度創設済」の合計は調査に係る補助制度及び除去等に係る補助制度の重複を除いている。

※「補助制度創設済」かつ「利子補給、融資対応」の公共団体は「補助制度創設済」にカウント。

※「融資等にて対応」かつ「補助制度創設検討中」の公共団体は「融資等にて対応」にカウント。

民間建築物に対するアスベスト補助制度の創設状況【政令市を除く全国市区町村】

参考資料1-2

平成30年4月1日時点

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況(市区町村数)					
	補助制度創設済	融資等にて対応	補助制度創設検討中	制度終了	補助制度創設予定なし	小計
北海道	3	2	1	3	169	178
青森県	0	0	4	0	36	40
岩手県	0	0	1	0	32	33
宮城県	0	0	2	0	32	34
秋田県	1	1	0	0	23	25
山形県	0	0	0	0	35	35
福島県	2	0	0	4	53	59
茨城県	3	0	0	0	41	44
栃木県	3	0	0	0	22	25
群馬県	5	1	3	3	23	35
埼玉県	4	0	4	2	52	62
千葉県	5	1	1	0	46	53
東京都	17	6	0	6	33	62
神奈川県	0	0	0	1	29	30
山梨県	19	0	0	0	8	27
長野県	22	0	4	1	50	77
新潟県	7	0	0	3	19	29
富山県	4	0	0	2	9	15
石川県	0	0	0	1	18	19
岐阜県	17	0	1	1	23	42
静岡県	13	0	4	5	11	33
愛知県	19	0	0	2	32	53
三重県	0	0	3	0	26	29
福井県	17	0	0	0	0	17
滋賀県	19	0	0	0	0	19
京都府	0	0	0	1	24	25
大阪府	11	0	0	0	30	41
兵庫県	3	0	0	0	37	40
奈良県	11	0	0	3	25	39
和歌山県	0	0	0	0	30	30

都道府県	民間に対する補助制度の創設状況(市区町村数)					
	補助制度創設済	融資等にて対応	補助制度創設検討中	制度終了	補助制度創設予定なし	小計
鳥取県	13	0	4	0	2	19
島根県	0	0	0	6	13	19
岡山県	26	0	0	0	0	26
広島県	4	0	0	1	17	22
山口県	0	0	5	9	5	19
徳島県	12	0	12	0	0	24
香川県	0	0	0	0	17	17
愛媛県	20	0	0	0	0	20
高知県	0	0	32	0	2	34
福岡県	1	0	0	0	57	58
佐賀県	1	0	0	0	19	20
長崎県	18	0	0	0	3	21
熊本県	21	0	21	0	2	44
大分県	17	0	0	1	0	18
宮崎県	0	0	8	0	18	26
鹿児島県	2	0	1	0	40	43
沖縄県	2	0	0	0	39	41

※「補助制度創設済」の合計は調査に係る補助制度及び除去等に係る補助制度の重複を除いている

※「補助制度創設済」かつ「利子補給、融資対応」の公共団体は「補助制度創設済」にカウント

※「融資等にて対応」かつ「補助制度創設検討中」の公共団体は「融資等にて対応」にカウント

	市区町村数(政令市除く)	
補助制度創設済	342	19.9%
融資等にて対応	11	0.6%
補助制度創設検討中	111	6.4%
制度終了	55	3.2%
補助制度創設予定なし	1202	69.9%
合計	1721	100.0%

建物所有者、
管理者のみなさまへ

危険! あなたの、その建物には
「アスベスト含有建材」が
使われているかもしれません。



アスベストの有無を調査しましょう!

建物に使われているアスベストで賃貸人が健康障害を起こした場合、
建物の所有者の責任が問われます。

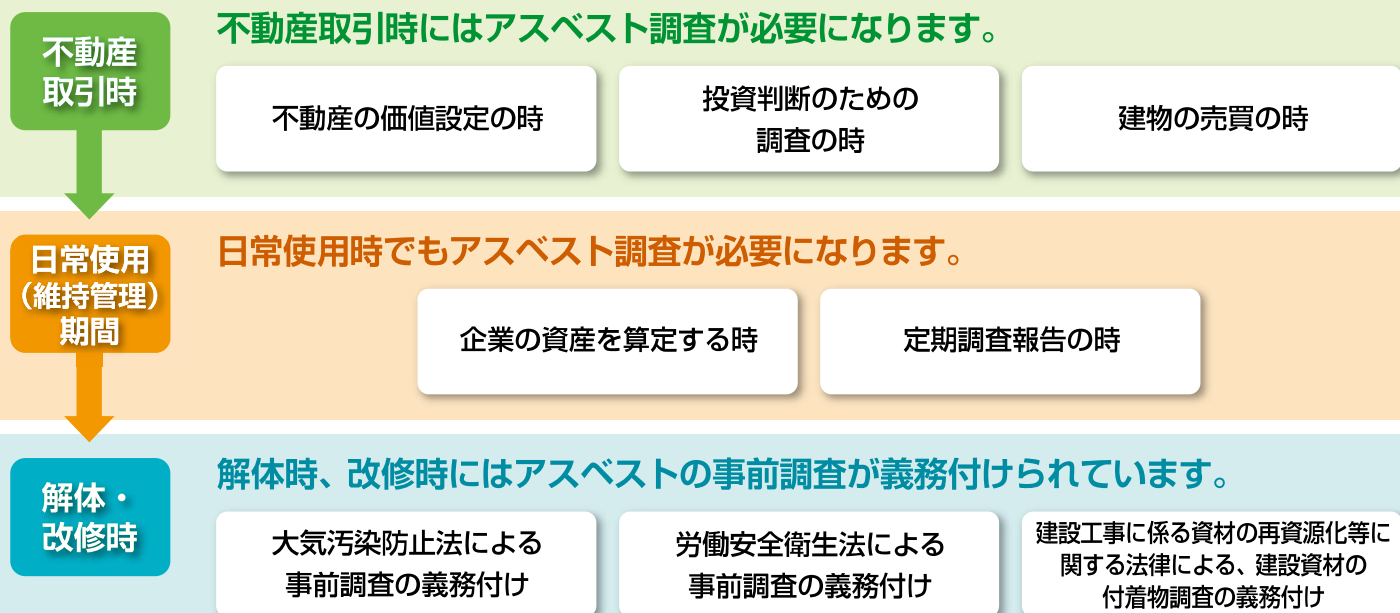
従業員が中皮腫・肺がんになったケースも!

アスベストを直接扱う職業に就いていなくても健康障害を受ける可能性があります。吹付けアスベストのある建物（部屋、倉庫等）で作業をしていた人（建設作業従事者以外）の中にも、アスベスト疾患とされる中皮腫や肺がんになった方が100人以上もいます。建物の所有者は、テナントや不特定多数の利用者がアスベストにばく露しないよう、安全に配慮しなければなりません。

建物の所有者（賃貸人）に対し、損害賠償の支払いが命じられることも。

例えば、吹付けアスベストが使用されている建物で働いていた従業員が、アスベストを直接扱っていないにもかかわらず中皮腫に罹患した事例があります。この際、「賃借していた建物に使用されていたアスベストが原因だ」として、建物の所有者を相手に遺族が民事訴訟を起こしましたが、この判例では、司法は所有者に「工作物に設置、保存上の瑕疵」があったとして、遺族に対して損害賠償を支払うよう命じました。

いずれはアスベスト調査が必要になります。



使用の有無と状態を早めに調査しましょう!

◎アスベストとは？

建物に使用されている吹付けアスベスト等は経年劣化や損傷などによって飛散します。建物の利用者が飛散したアスベストを吸い込むことによって肺がん、中皮腫等の健康障害につながるおそれがあります。

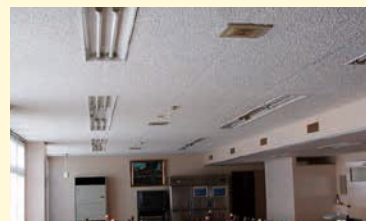
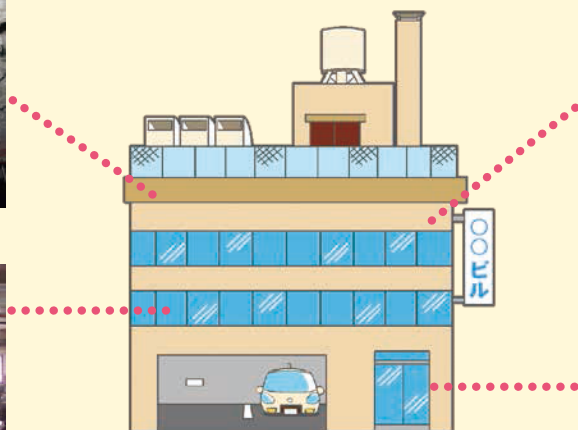
アスベストの大半は建材に使用されました。アスベストは 2006（平成 18）年に製造・使用等が全面禁止されましたが、それまでは、アスベストを含有する製品が使用されていました。2006（平成 18）年以前に建てられた建物にはアスベストが使用されている可能性があります。下の写真は建物の中でアスベストが使用されていた部位（例）です。



事務室の天井裏



厨房



居室天井



玄関横シャッター周り

アスベストの調査の際は、まず、専門家に相談を！

吹付け材が露出しておらず、見た目では確認されない場合でも、天井裏、仕上げ材の下地、建物の外壁面など隠れたところに存在することがあります。アスベスト調査は、知識・経験が豊かな専門家に依頼しましょう。

国土交通省は、アスベスト調査の専門家養成のために「建築物石綿含有建材調査者」制度を創設しています。「建築物石綿含有建材調査者」の一覧は、以下のホームページに掲載されています。

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>



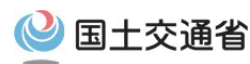
※写真はグラスウール貼りの裏にあった吹付け材です。

アスベストの調査・除去への補助制度がある自治体もあります。

アスベスト含有建材の調査や除去工事に対する補助制度を用意している自治体もあります。

詳細は、自治体の担当部局（課）にお問い合わせください。

自治体の連絡先



詳しくは国土交通省の以下のホームページに掲載されているパンフレットをごらん下さい。

建築物のアスベスト安全対策の手引き

<http://www.mlit.go.jp/common/001112453.pdf>

小規模建築物に係るアスベスト調査台帳の整備状況

平成31年1月31日

No.	都道府県	特定行政庁数 ※1	小規模建築物にかかる台帳整備状況						
			台帳整備済／整備中			台帳を整備していない	台帳整備に着手している 特定行政庁の割合	調査を実施している特定 行政庁の割合 ※2	
			使用実態調査の実施状況						
			調査実施済	調査実施中	調査に未着手				
		A	B	C	D	E	F	B/A	(C+D)/B
1	北海道	11	11	3	7	1	0	100%	90.9%
2	青森県	4	4	1	1	2	0	100%	50.0%
3	岩手県	2	2	0	1	1	0	100%	50.0%
4	宮城県	5	5	0	1	4	0	100%	20.0%
5	秋田県	3	3	2	1	0	0	100%	100.0%
6	山形県	2	2	0	0	2	0	100%	0.0%
7	福島県	4	4	0	0	4	0	100%	0.0%
8	茨城県	10	10	0	0	10	0	100%	0.0%
9	栃木県	10	9	1	2	6	1	90%	33.3%
10	群馬県	7	7	0	0	7	0	100%	0.0%
11	埼玉県	13	10	2	2	6	3	77%	40.0%
12	千葉県	14	10	3	3	4	4	71%	60.0%
13	東京都	34	26	3	9	14	8	76%	46.2%
14	神奈川県	13	13	1	2	10	0	100%	23.1%
15	新潟県	7	7	2	4	1	0	100%	85.7%
16	富山県	3	3	0	3	0	0	100%	100.0%
17	石川県	7	7	0	0	7	0	100%	0.0%
18	福井県	2	2	0	2	0	0	100%	100.0%
19	山梨県	2	2	0	0	2	0	100%	0.0%
20	長野県	4	4	0	4	0	0	100%	100.0%
21	岐阜県	4	4	0	2	2	0	100%	50.0%
22	静岡県	7	7	6	1	0	0	100%	100.0%
23	愛知県	7	7	2	2	3	0	100%	57.1%
24	三重県	6	6	5	0	1	0	100%	83.3%
25	滋賀県	8	8	1	2	5	0	100%	37.5%
26	京都府	3	3	0	2	1	0	100%	66.7%
27	大阪府	18	15	4	6	5	3	83%	66.7%
28	兵庫県	13	13	2	5	6	0	100%	53.8%
29	奈良県	4	4	0	0	4	0	100%	0.0%
30	和歌山県	2	2	0	0	2	0	100%	0.0%
31	鳥取県	4	4	0	1	3	0	100%	25.0%
32	島根県	3	3	0	1	2	0	100%	33.3%
33	岡山県	8	8	3	2	3	0	100%	62.5%
34	広島県	8	8	2	3	3	0	100%	62.5%
35	山口県	8	8	3	5	0	0	100%	100.0%
36	徳島県	2	2	0	1	1	0	100%	50.0%
37	香川県	2	2	0	1	1	0	100%	50.0%
38	愛媛県	5	5	0	0	5	0	100%	0.0%
39	高知県	2	2	0	1	1	0	100%	50.0%
40	福岡県	5	5	3	1	1	0	100%	80.0%
41	佐賀県	2	2	0	1	1	0	100%	50.0%
42	長崎県	3	3	2	1	0	0	100%	100.0%
43	熊本県	4	4	0	4	0	0	100%	100.0%
44	大分県	7	7	0	3	4	0	100%	42.9%
45	宮崎県	5	5	1	1	3	0	100%	40.0%
46	鹿児島県	2	2	1	1	0	0	100%	100.0%
47	沖縄県	6	5	0	0	5	1	83%	0.0%
合計		305	285	53	89	143	20	93%	49.8%

※1 特定行政庁数は、特別区を含み、限定特定行政庁を除く。

※2 調査実施率は、台帳整備を行っている特定行政庁を母数とした。

※3 全ての特定行政庁において、大規模建築物(延べ面積1,000㎡超)を対象とした台帳整備は実施済。
(最新の調査状況は、H30.12.11報道発表資料による。)